



① 年末交通事故防止県民総ぐるみ運動 12月1日(木)～12月10日(土)

令和4年 年間スローガン

ゆるさない ハンドル・スマホの ニ刀流

あなたも飲酒運転追放三原則を心がけましょう!

- ① 酒を飲んだら絶対車を運転しない。
- ② 酒を飲む席に車を運転していかない。
- ③ 車を運転する人に酒を勧めない。

運動の重点

1. 歩行者の安全な通行の確保
2. 高齢運転者の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶
4. 自転車の安全利用の推進

	罰 則	違反点数
酒 酔 い 運 転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒 気 帯 び 運 転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	呼気1 量中0.25mg以上25点 呼気1 量中0.15mg以上0.25mg未満13点
飲酒検知拒否	3か月以下の懲役または50万円以下の罰金	—
ひ き 逃 げ	10年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点

※危険運転致死傷罪 悪質な飲酒運転により、人を死亡させた場合 20年以下の懲役
負傷させた場合 15年以下の懲役

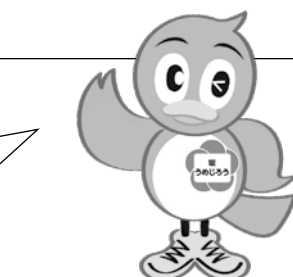
① 帰省者用臨時駐車場の使用について

年末年始の帰省者の駐車場不足を考慮し、公的施設を一定期間無料開放します。

開放期間：12月29日(木)～1月3日(火)



- ・場内での事故、盗難等については、坂町は一切責任を負いません。
- ・指定期間以外での利用はできません。
- ・指定区域外には駐車しないでください。



問合せ 役場環境防災課 ☎820-1540



① 年末年始のごみの収集について

■もやせるごみについて

年末年始のもやせるごみの収集は、次のとおりです。

月	日	坂地区	横浜地区	小屋浦地区
12月	29日(木)	もやせるごみ(臨時収集)	※収集はありません	
	30日(金)	※収集はありません	もやせるごみ(臨時収集)	もやせるごみ(臨時収集)
	31日(土)	※収集はありません		
1月	1日(日)	※収集はありません		
	2日(月)	もやせるごみ(臨時収集)	※収集はありません	
	3日(火)	※収集はありません	もやせるごみ(臨時収集)	もやせるごみ(臨時収集)

■ごみの直接搬入について

12月29日(木)～1月3日(火)は、安芸クリーンセンター及びたいびエコセンターへのごみの搬入はできません。

問合せ ごみについて 役場環境防災課 ☎820-1506

し尿収集について【緊急収集時の連絡先】安芸地区衛生施設管理組合 ☎885-2534

① 命名権取得企業等を募集します

坂町では、自主財源確保による持続可能な施設運営と住民サービスの向上、地元企業等への地域づくりへの参加や貢献機会の提供を目的として、町が所有する公共施設に愛称を付すことができる権利(命名権)を取得する企業等を募集します。

命名権募集施設

施設名	愛称の使用期間	設定金額(下限額)
横浜公園	愛称の使用開始から5年間	100万円/年間

募集期間 12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

参加条件 坂町内に本店、支店、営業所、工場、店舗等を有する法人であることなど
※参加条件、命名権の条件等、詳しくは坂町ホームページをご覧ください。

問 合 せ 役場総務課 ☎820-1510

① N響(NHK 交響楽団)が坂中学校にやってきました

10月17日(月)に、NHK for schoolとして、「NHKこども音楽クラブ」が坂中学校で開催されました。

N響の団員による弦楽四重奏や独奏、盲目のピアニスト 梯 剛之さんとの共演、弦楽器による校歌の演奏など、全校生徒が楽しめるプログラムで、各楽器のプロによる生演奏を間近で聴ける貴重な体験となりました。

